

【 手術 】**8 4 6 眼瞼結膜腫瘍手術（眼瞼腫瘍）の算定について****《令和 8 年 7 月 3 1 日》****○ 取扱い**

眼瞼腫瘍の傷病名のみに対する K 215- 2 眼瞼結膜腫瘍手術の算定は、原則として認められない。ただし、術式アプローチよりみて、「結膜に及ぶ症例」であるかを審査判断する必要がある。

○ 取扱いを作成した根拠等

K 215- 2 眼瞼結膜腫瘍手術は、眼瞼結膜に生じた良性腫瘍の切除・摘出時に、外科的治療が眼瞼・結膜に及ぶ場合に必要となる。

以上のことから、眼瞼腫瘍の傷病名のみに対する K 215- 2 眼瞼結膜腫瘍手術の算定は、原則として認められないと判断した。ただし、眼瞼腫瘍の傷病名のみに対し K 215- 2 眼瞼結膜腫瘍手術が算定されている場合は、症状詳記を求め、術式アプローチよりみて、眼瞼（瞼板を含む）から結膜までを切除していることが確認できれば、当該手術の算定を認める。

なお、眼瞼縁の縫合を伴わない単純切除や結膜組織を含まない場合においては、K 005 皮膚・皮下腫瘍摘出術（露出部）の算定が妥当であると考える。